

## 議長定例記者会見 会見録

日時：平成 22 年 5 月 6 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

### 1 発表事項

- ・発表項目なし

(議長)おはようございます。5月の大型連休も終わりました。それぞれ英気を養ってまた議会の方にお越しいただいたんだろうところでございます。今日は特別に発表事項はございませんので、そろそろ役選の時期が近づいてまいりました。私自身も議長になって1年、まあ副議長も1年なんですけど、1年を振り返ってということでのひとつ感想を述べさせていただきたいなところっております。昨年の5月に102代の県議会の議長に選出をされました。ある意味では非常に幸運であったかなところっております。5月に議長になりまして、8月30日には衆議院選挙がありました。ご案内のとおり民主党が大勝し、翌9月16日に地域主権が一丁目一番地だという新しい政権が発足をし、私自身も7月末に幸運にも、全国の都道府県議長会の副会長に選ばれました。当時は全国では2人しかいない民主党系の議長ということで、そのあと東京都の議長が代わりましたので3人ということになりましたが、圧倒的少数の中で全国の議長会の方でも発言をさせていただき、まあ少数であるがゆえに注目をされたところでもございますし、また新しい政権が地域主権改革を進めていくなかで、議会の在り方ですとか、また地方自治の在り方等大きな議論になってまいりました。今までの先輩の皆さん方大変なご努力で積み上げてこられた、三重県議会の改革、そういう意味での注目も浴びたところでありまして、三重県議会そのものの存在価値といいますか、存在の意義というのが全国でも大きなウエイトを占めるというようなことにもなり、非常に有意義でありしかも貴重な経験を積まさせていただいたと、こう思っております。県議会の方も、懸案でございました新しい県立博物館、また県立病院改革そして例の議決条例、それぞれいろいろな議論を行ってまいりましたが、一定の方向が見出せたかな、そんな思いがしております。今後いくつかの大きなハードルもまだまだ残っておりますが、しっかりと議会の皆様方とともに努力をし、乗り越えていきたいとそうように考えておるところです。私どもの議会改革の方も、議会改革諮問会議でいろんなご調査をいただき、県庁の職員の方ですとか、また県民の皆様方、当然議員のアンケート、さらにはNPOですとか、大学関係者、有識者の方々のご意見までご調査いただいて、この14日には中間報告をいただけるということになっておりますから、この報告をいただ

いた上で、さらに三重県議会の改革というものも進めていきたいと思うところでございます。

会期の見直しですとか、また選挙区、定数の見直し等いろいろご議論をいただき、一定の成果があったかな、そんな思いもいたしております、今後とも皆様方のご指導を賜りながら進めていきたい、そのように思っております。

また、この8月上旬を目途に、大阪の橋下徹知事、また内閣総理大臣の補佐官でございます逢坂誠二さん、それぞれお招きをいたしまして、第6回になりますか、三重県の議会改革のシンポジウムを開催するという予定を組んでおります、今問題になっております、いわゆる議会内閣制ですとか、これからの議会の在り方等について、大いに全国の方々と意見を交換し、議論を高めていきたい、そのように思っております。

私はまだ引き続き1年任期を残しておりますので、議長をさせていただきませぬ。副議長の方は一応これで1年で終わり。再任を妨げておりませぬので、また副議長として登場してくるかもわかりませんが、副議長の方からも1年の思いというものをちょっと述べていただきたいと思います。

(副議長)副議長就任から同様に1年経ったところですけど、私の方からも一言1年を振り返っての感想を述べさせていただきたいというふうに思います。座って失礼させていただきます。1年間議長の補佐役ということでさせていただきました。その間にいろいろ会派間の調整、それから、またいろんな会派の中での課題、そういうものがありました時には、内緒でというか、こういうことがありますよと、こういうことに対して注意してくださいねというようなことを会派の団長からも言われたこともありまして、まあそういったことで、1年間うまく二人三脚でやってこれたかなというふうに思っております。特に議会基本条例に明記されておりますように、副議長の役職としましては、そうした中で、積極的に情報提供を図るということの中で、県民が参画しやすい開かれた議会運営、こういうものを重要であると考えて、広聴広報会議の座長として1年間一生懸命やらせていただいたところでもございます。魅力ある県議会をPRするために、さまざまな取り組みを検討させていただいた充実した1年であったなあというふうに思っております。昨年9月には、外部から議会広報に関するアドバイザーをお呼びして、みえ県議会だよりなどを少しでもわかりやすくなるように勉強会を開催したり、議会だよりのデザインなどの改善を図ったところでもございます。また12月からは、委員会説明資料を県議会ホームページに掲載して、県民の皆様にはわかりやすい形での情報提供を行っているつもりでございます。まあこうした議長の指名というか、指導の下で、いろいろやらせていただいております。さらに、県内の学校に広聴広報会議の委員が

出向き、県議会の仕組みなどについて授業を行う「みえ県議会出前講座」を昨年は計10校、約500名の生徒に受講していただいたところでもございます。いろんなPRが少しずつ広まってきているのかなと自覚し、去年よりは数段受講された学校が増えているということでもございます。まだまだ広聴広報会議の座長としてやり残した課題がたくさんあると思っております。私なりにいくつか提案して会議の中でいやまだまだそうした制度、また仕組みの中で取り組めなかったということがあります。そのいくつかを言わせていただきますと、議会の中継の画像などは非常にメモリも低くて、わかりづらい。もう本当に誰だかよくわからないような画像が議会のホームページの中にありますけども、そうしたものをもう少し低メモリでさらに鮮明な画像を送りたい、そうした取り組みをやってもいいじゃないかということも提案したこともありますけども、委員の皆さんではまだまだそうした制度とするには限界というものがあまして、現状のままで、ひとつの課題かなと思っております。また、編集アドバイザーの指導の下で、県議会だよりをもっと魅力あるもの、例えば県民が興味をひくもの、もっと目をひくものというような形で、構成、また内容を検討しようということもしましたが、これも公平、平等、紙面の制限等もありまして、なかなか十分な取り組みができてないな、これからさらにやっていく必要があるな。また、先般の議会改革の中での指摘もありましたが、出前講座の出張に関しましても、もっと学校関係だけでなく福祉関係、またもっと一般化すべきではないかというような提案もさせていただきましたけども、これはやはり時間の制限、また要望活動だけを受けてくるということになると困るというようなこともありまして、そうした制度の在り方をもっと検討して、さらに充実させるべきだというような課題もたくさんあります。そうしたことを会議の中で議論し、未消化の部分もたくさんありますけども、先ほども申し上げましたように充実した1年だったなというふうに思います。いろんなこうした制限もあって、簡単には課題解決できないこともたくさんあります。そうした中で、今後とも開かれた議会を目指して一所懸命頑張っていきたいなというふうに思っております。まあ私1年ですので今回が最後かなというふうに思っておりますので、議長の許しを得まして感想を述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

## 2 質疑応答

(質問) 議長最初にはですね、議長選に出るに当たって、議長マニフェストを発表されましたけれども、そのマニフェストについてはですね、今1年たってみてですね、自己評価していただいてどれくらいに達成できたかと。それと、次の1年間で是非ともこの辺りは達成していきたいと今考えていることをお願いします。

(議長)いわゆる議長マニフェスト、その後いろいろご議論がございまして、議会改革試案ということになりました。当初のスタートでいろいろつまずきがありまして、ご批判もいただきましたが、その後、議会の皆様方のご理解を得て少しずつ、自分の適宜適切に判断をし、提出してもいいよというお話をいただいたものですから、少しずつやらせていただいております。

今、副議長の方からもお話のありましたように、広聴広報会議等にもご無理をお願いして、インターネット上で議会の政策資料というものを事前公表する、また、県民の皆様方から本当にわかりやすい情報発信、議会だよりですとか、議会のホームページですとか、みえ県議会新聞ですとか、そういうものに専門の編集アドバイザーを入れてよりわかりやすくしていく、より受け手にとって価値のあるものにしていく、そのような改革もさせていただいたところでございます。また、何とかこの議会事務局の人事に風穴を開けたいとそういう思いで提案をさせていただきました公共政策大学院の院生さんをインターンとして入れるということもできるようになりました。また、今年も引き続きさせていただくということですし、先ほどお話しをさせていただきました、会期の見直しですとか選挙区定数の見直し等のご議論も議会ですでにいただき、結論としては、現状維持というのが、主になっておりますが、今後、議会の実際の運営上、いろんな改革をするということも併せてご提案もいただいておりますので、これも進めさせていただきたいと思っておりますし、議会改革諮問会議の方で今、議会改革の検証というものを精力的にやっておりますので、こういう報告を基にさらなる改革も進めていきたいと、そのように思っております。今後、是非これには議会の皆様方のご理解を得て取り組みたいとこう思っているのは、例の議決条例で戦略計画が議決の対象になりましたので、いよいよ最終年度を迎えますこの二次戦略の総括といいますが、検証、検討をし、そしてそれを踏まえたうえで三次戦略計画に対して県民の多様な意思というものを議会を通じてどう反映させるかと、そういう仕組みを是非議会の中に作っていただき、知事、執行部としっかりと議論をさせていただき、県民にとって本当に素晴らしい三次戦略に仕上げていくと、そういう努力を是非させていただきたいなとこう思っているところです。

(質問)副議長は一応、期限1年きりということをやっていますけれども、実際、就任されてですね、議長はそのままもう一年残られるんで、副議長としてはこの1年で切るのは短いか、あるいはやっぱり議長と合わせて2年制にした方がいいのかどうか、その辺のご感想は何かありますか。私見で結構ですので。

(副議長)私見ということで、1年でも僕としては十分だったなというふうには思っています。ただそれは、それはトータル的にいろんなテーマを絞って計画し

ていくのが議長ですので、その議長の下でいろんなその手助けというか、そういう形ですので、僕は1年でいいのかなあというふうに個人的には思います。

(質問) 現行では、要は1年間というのが適当、適正だというふうにお感じになったわけですか。

(副議長) 現行の、今の自分で1年やらせていただいて、十分勉強にもなりま  
すし、議長の活動というのも見えますので、十分という言い過ぎかもしれな  
いですがけれども、自分なりにには適当な長さかなというふうに思っています。

(質問) あと議長は、同じような質問ですけど、一説、2年制にするときに、  
もともと4年でもどうかという話もあったりとか、鹿児島県議会はかなり長く  
やられている議長さんもおられるという形になってはいますけれども、この2年  
というの足らずですか、それとももう少し増やした方がいいとお思いですか。

(議長) 実際にやってみまして、まだ1年しかたっていませんから、2年たっ  
てみないと、2年でいいのか、もっと長くやった方がいいのかというのはよく  
分かりません。ただ法的には、議長任期は4年です。ですから、知事が4年で、  
議長が1年交代というのは、いくらなんでもこれは無理があるし問題がある  
ということで、ご理解を得て2年に延ばさせていただいたというふうに理解を  
いたしております、まず2年間しっかり務めあげた上で、その上での判断はさ  
せていただきたいとこう思います。全国的にも、今ご承知のとおり鹿児島の今  
の議長は4年目を迎えておられますし、全国では10年というような議長さん  
もおられまして、10年はいくらなんでも長いとは思いますがけれども、何年が  
適切かというのは、2年を務めあげた上で、その時点で判断をさせていただ  
きたいと思えます。

(質問) 議決条例うんぬんで当局側と話し合うという、話し合いの場とかです  
ね、そういったものというのはある程度想定はされているのですか。

(議長) まず、議会の中に、そういうものを検討する場を設けて、今の二次戦  
略計画そのものの総括というものをしっかりさせていただき、そして、その中  
から三次戦略に向けて県民の皆様方のご意見をよく賜りながら、議会としての  
意思決定をし、それを知事執行部の方にお伝えをするということの手順だろう  
と思えます。

(質問) その場というのは、特別委員会という意味ではないんですか。

(議長) ですから、特別委員会にするのか、検討会にするのかプロジェクトにするのか、これは議会の中でご議論いただいております。お決めいただければと思います。

(質問) 1年間で最も印象に残ったと先ほどいろいろおっしゃったことの中で、特に特筆すべきものは何ですか。

(議長) 議会の、三重県議会の問題としましては、先ほど申し上げました3つですね。議決条例の問題。これはなかなか知事の方のご意見も我々議会とは異なっております。かなり議論もさせていただき、西塚座長にも大変ご苦労かけて、最終的には議会が全会一致で決めれるというような非常にすばらしい結果を生んでいただいたということは、非常に評価もいたしております。それから、県立病院改革につきましては、ご案内のとおり予算の修正まで議論が及び、結果として執行部側の大幅な方針変更という、方針修正という形になりまして、議会の一定の意見が通ったのかなと、こう思っております。新県立博物館につきましては、やはり県民の皆様方の、当初から申し上げておりましたとおり、県民の皆様方のご理解、ご納得というのが第一ですから、それをe-モニターという形ではありますが、アンケート調査をし、決して十分ではないという結果も出ましたので、附帯決議をして、予算を認めさせていただいたということですから、それぞれ大きな議会側としての成果はあったと、そのように評価しております。

(質問) 国政の方ではですね、第三極ねらいの政党が出てきている中で、首長がですね、地方議会を巻き込んだローカルパーティ的な動きをしておりますけれども、これについての議長の感想を。

(議長) これは憲法92条、93条が想定している二元代表制の枠から外れているのではないかと、私個人的には思っております。地域政党、ローカルパーティいろんな形があってもいいかと思っております。私ども新政みえも前回の統一地方選挙のときに、新政みえというローカルパーティを立ち上げて5名の公認候補を立てて選挙をさせていただいております。ですから、そういういろんな形があってもいいと思いますが、少なくとも首長が党首になってローカルパーティを立ち上げて、自派の議員を擁立をして、それで議会の主導権を握るなり、多数を獲得しようという、例えば大阪の「大阪維新の会」ですとか、名古屋での「減税日本」ですとか、そういう動きというのは、今の憲法が想定する二元代表制の枠からは外れているところ思っております。二元代表制、憲法が想定する二元代表制は、あくまでも機関競争主義ですから、首長と議会というのはそ

れぞれ緊張関係を持って、お互いが均衡抑制の中で競争していくということが前提になっておりますので、それが首長と議会の多数派が一体化するという動きは非常に危険だと、このように思っています。

（質問）どっちかというとその自民党首長よりも、民主党系の首長からそういう形の動きは目立つんですけども、その辺はその民主党員でいらっしゃる議長としては、やっぱり同じように反対でしょうか。

（議長）民主党が例えば先ほど申し上げました議会内閣制についての見解をどう持っているか私は聞いておりませんが、民主党の方からも、そういうふうな見解が出たという記憶はありませんので、党の方針とは全く関係のないところで出てる動きだと、こう思っています。確かに議会側も反省すべき点というのはたくさんあると思いますが、やはり基本的に、二元代表制の枠を超えるような動きというものはやはり批判すべきだろうと、こう思っております。将来的にいろんな形が出てくるということは当然、予想されるわけですが、しかしあくまでもそれは憲法の想定する枠内の話だと思えます。憲法を改正するということは、また別の議論になってくると。

（質問）改正した方がいいとは思わないですか。

（議長）例えば、憲法を改正して、二元代表制ではなしに議院内閣制にするというような考え方があってもいいとは思いますが、それ以前に、今の二元代表制をやはり徹底してきちんと一回機能できるところまでやってみて、その上で議論だと思っております。また二元代表制が、本来のあるべき二元代表制がきちんと機能している状況には残念ながらまだ至っていないと、そういう認識です。

（質問）今の件の続きで言えば、松阪市長は今回の参議院選で、三重選挙区で候補者を立てられるというお話があって、議長が所属の新政みえの某議員に話しかけて、一応、お断りになったというお話もあるんですけども、その辺を含めてですね、そういう松阪市長がうんぬんというよりは、そういう県内の動きも出てくると思うんですけども、その辺もやはり同じような今のお考えなのですか。

（議長）山中さんの新しい参議院選挙で候補者を立てるということは、詳しく聞いておりませんので、よくわかりません。一体、何を狙っておられるのか、現実性があるのか、よくわかりませんのであまり関心はありませんが、ただ元

新政みえ所属の議員ですし、民主党にも所属をしておりました。そういう意味では、非常に心配しながら見守っておるといふところなんです。いろいろ新しい新党が全国的に出てきているということは、これは国民の皆様方が民主党に対して非常にまあ苛立ちを持っているといふか、今の政治状況に対する一定の失望感があるのかなと、そういう思いです。ですから無党派層が増えてきている、自民党がその受け皿になっていない。だから新党だという話になるのだろうとこう思いますが、今の動きを見ておりますと、果たして新しい党が、今の国民の皆様方の本当に受け皿になるのかどうかといふのもよく見えてきておりません。やはり二大政党制がしっかりと機能するということが大事、一番だともう思いますから、民主党にもしっかりといただきたいと、また自民党も頑張っていたいただきたいと、そういうことだともう思っております。

(質問) 鈴鹿で起きた虐待事件の関係なんですけど、以前から虐待をされたとされる次男の長女だったり、本人に対しての虐待の疑いがあるといふような通報が付近の住民や市から児童相談所にはあがってしまして、結果的には防げなかったといふことになったんですけど、それだけ虐待されているという兆候がありながら、結果的に防げなかったといふことに対しては対応が遅すぎるという指摘もあると思うんですが、一応県当局としては一連の対応には問題がなかったといふわけですけれど、議長としてはこの辺り、一連の対応に問題があったかなかったか、端的にその辺りをちょっとご確認させてください。

(議長) 問題があったからこそああいう結果になったんだろうとこう思っています。県のこども局、児童センター、児童相談所、そして警察。これらの連携といふのが一体きちんと果たされていたのかどうか。また、最後はお姉さんからの直接110番によって事件が発覚したといふ非常に悲惨な結果を生んでおるわけですし、また、被害を受けた子どもさんもまだ入院をされているといふふうにお伺いをしておりまして、これはやはり皆がしっかりと反省をしてどこに問題点があったのかといふことをやはり検討すべきだともう思っております。ちょうど今県議会の方も条例の検証検討会でこどもを虐待から守る条例の見直し議論が始まったばかりでございますので、先だって有識者の方からもお話を伺ったといふふう聞いておるところです。今後も参考人等呼んで、より内容を深めていくといふふうにお伺いをいたしておりますので、非常に重要な課題だともう思っておりますから、検討会の方でもしっかりとご議論をいただいて条例の見直しにぜひがんばっていただきたいなともう思っております。

(質問) 今のところその一連の経緯に関してはいろいろ報告があがっていると思うんですけど、現段階で議長として、対応の中で具体的にここが問題じゃなかったかとそういうことがもしあれば。

(議長)そこまで踏み込んで私の見解を今述べる立場にはないと思うっております。検討会の方で総合的に県の方からもお話を伺い、それぞれ先ほど申し上げましたような関係者の方からもお話を伺い、どこに問題があったのかというのをきちんと検証した上で条例の見直しに入っていただきたいと思っています。

(質問)条例に絡めてということ言えば、平成16年に全国初の子ども虐待防止条例をつくっているその議会の立場からいくと、もともとその条例の精神そのものというのが早めに子どもを危険な状態から引き離すとか、そういう積極性があって、特に強調したのが警察を含む関係機関の一体となった取り組み、そこがまあ大きな特徴だったと思うんですけど、その辺が今回の事例に関しては割と裏切られたというか、議会の条例自身が有名無実化しているというか当局側に全然知れ渡っていないというそういう感じはお持ちですか。

(議長)はい。上位法令を超えられないという条例の限界というのは一定あるわけですが、そういう中で、三重県議会としては非常に先進的な条例をつくらせていただいたという自負は当時持っておりました。私自身も本会議で賛成討論をさせていただいた一人でございました。その条例の当初の目的がきちんと果たせていないという現状の中で、一体どこに問題があったのかということこれからあまり時間をかけずに、しかし丁寧に検討いただいて一定の結論を早く出していただきたいと思っています。

(質問)これはあくまでも具体的な条例検討の会議の方でやっていくのか、あるいは並行して関係常任委員会等に、例えば委員長に一度開いて当局から事情を聴かれたらいかがですかとかそういうご指示はされた。

(議長)いやしておりません。それは常任委員長の方のご判断になると思いますが、ただもうこの5月に常任委員長等も変わりますので、新しい委員長の下で一体どうするかということは当然相談をさせていただかなければいけないと思っています。常任委員会は常任委員会で全体的なご議論は当然あると思いますし、条例検証検討会は今の条例でなぜこれが防げなかったのかという問題点をしっかりとご議論いただきたいと思っています。

(質問)政治資金収支報告書と政調費との二重計上の問題で、あらためて感想と今後の再発防止に向けて何か一言あればお願いします。

(議長) これは制度上の欠陥ということではないと思います。本来政務調査費と政治資金とは全く別帳簿ですし、全く違うものです。そこに同じ領収書が二重に計上されるというのは、制度上は本来あってはならないものですし、あるはずがないものなんですね。それが結果としてあのような二重で計上されたということは非常に遺憾ですし、ひとえに議員の認識の浅さといえますか、軽率さといえますか、また経理担当者の事務処理の粗雑さといえますか、そういうことの結果だろうとこう思っています。特に岐阜等で既にある意味では先行事例みたいなものが出ておりまして、非常に大きな社会的な批判を招いているその最中に三重県議会でこのようなことが起きたということは誠に残念です。制度を変えたからうんぬんという話では恐らくないと思うっておりまして、議員個々の自覚の問題だと思っています。

(質問) 知事にもお聞きしたんですけど、領収書の原本を提出するべきじゃないかとはお考えにならないと。

(議長) そういう議論も確かにあります。ただ政治資金規制法の収支報告もコピーですし、もし議員の方々にご相談をさせていただいて、原本の方がいいとおっしゃるならば、そういうふうなことも別に問題はありませんのでいいのですけれども、それはコピーであるかとか、原本であるかという問題よりも、ご本人の自覚と事務処理の丁寧さだけの問題だともう思っています。制度上あるはずがないことが現実に行き起きているわけですから。普通に処理をしていけばこんなことは絶対に起きない問題です。

(質問) あと役選なんですけれども、今年はどうのようになりましょう。

(議長) 私が役選の行方をいろいろと申し上げる立場にはないと思うておりますが、もう既にルールがあります。一つはこの間の代表者会議で確認をさせていただきましたとおり、今年も役員改選はオープンな場、つまり代表者会議でご議論をいただくということです。それから議長選、副議長選は今年はまだ議長選はありませんが、5人の推薦人を付けて、それで所信表明をしていただき、その上で投票していただくという選挙によって選ぶというそういうルールがありますから、そのルールに従ってしっかりと所信を述べていただき、選挙していい人を、適材適所の人を選んでいただくということではないかともう思っています。

(質問) 基本的には今年も選挙によって選ぶということですか。

(議長) そういうルールです。

(質問) 実際、選挙という名の下に実は水面下である程度という形がやられてきた経緯もありますけれども、今選挙とって確実に選挙でやったのは平成16年の時の岩名さんの二度目かなんかの議長の時だったと思うんですけど、後は大体まあ選挙かそうしながらも、実はある程度会派間で調整されてやってきたと思うんですが、今年の場合はもうガチンコの的なものということをやられると。

(議長) 私の副議長選挙の時も確か選挙だったと思うんです。ですから何度か選挙というのはやっております、別にガチンコだとかそういうことではなくて、爽やかな選挙をしていただければと思います。

(質問) 今年はどちらの毛色が強いんですか。

(議長) やっぱり爽やかな選挙をしていただければいいんじゃないですか。

(質問) これ代表者ということが去年くらいでしたか、それまでは選考委員会みたいなものをつくっていましたが、これが様変わりさせた部分でやっぱり前の選考委員会の方がいいとか、あるいは代表者の方がいいとか何かそういうのはありますか。

(議長) この代表者会議でオープンにしたおかげで、かつてのように深夜にまでもつれ込んで話し合いをするということがほぼ皆無になりました。昔はどちらかと言いますと遅くまでかかって、どちらかが疲れ果てないことには結論が出ないというような所がありまして、しかも県民の皆様方から全く見えない所で決めているということになります。このオープンな場でやらせていただくことによって、極めて短時間にしかも適材適所の方が良識的な判断によって選ばれてくるということになっておりまして、またマスコミの方も含めて県民の皆様方からよく見えるところで議論をさせていただいておりますので、非常に分かりやすい役員改選ではないかなと思います。

(質問) 確認ですけど、代表者メンバーが副議長というのは今回に関して言えばあり得ないのですか、と言うのは自分の身分を話すのにそこに当事者が入っているのはまずい。

(議長) 副議長は選挙で選びますから、代表者会議で話し合いで決めるというものではありません。

(質問) いやいや、仮に代表者会議の中で各候補者が出てくると。そこで実際の副議長公約みたいなものというのをアピールする場とかそういう設定がありますよね。そういうものを話す時に副議長候補が代表者会議メンバーで入っているというのはいり得ることですか。

(議長) あり得ることです。

(質問) あり得るんですか。

(議長) あり得るんです。代表者会議で別に話し合いで決めるわけじゃありませんので、選挙で決めますから、代表者会議のメンバーの方で副議長選挙に立候補される方がおられても何ら不思議ではないということです。

( 以 上 ) 11:10 終了